

認定社会通信教育に係る標準的な処理期間について

認定社会通信教育に係る標準的な処理期間については、以下のとおりとする。なお、処理期間短縮のため、「教材審査が必要な申請」を行う場合は、可能な限り、申請の2か月程度前には、教材の構成や内容が分かる概要、教材原稿等の資料を提出すること。

申請内容	標準的な処理期間
教材審査が必要な申請(注1)	6か月程度
その他の申請(注2)	1～2か月

(注1) 「教材審査が必要な申請」とは、新たに通信教育の認定を受けようとするとき及び認定を受けた通信教育の教材の内容を大幅に変更しようとするときの申請をいう。(社会通信教育規程5条及び第10条第1項第3号関係)

(注2) 「その他の申請」とは、通信教育の名称や目的、修業期間を変更しようとするとき及び認定を受けた通信教育を廃止しようとするときの申請をいう。(社会通信教育規程10条第1項第1, 2, 4各号及び第12条関係)